

所沢市民フェスティバルのプログラム等広告掲載に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、自主財源の確保を図るため、所沢市民フェスティバル実行委員会（以下「委員会」という。）が、所沢の魅力を発信する一つの方法として、プログラム等広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 広告の掲載基準

（１）掲載する広告は、その内容が次のいずれにも該当しないものでなければならない。

- ア 公共性を損なうおそれのあるもの
- イ 政治又は宗教に関するもの
- ウ 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- エ 公序良俗に反するもの
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する風俗営業に関するもの
- カ 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- キ その他委員会が広告掲載として適当でないと認めるもの

（２）次に掲げる業種又は事業者等の広告は、掲載しない。

- ア 貸金業法（昭和５８年法律第３２号）に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種
- イ 投機的商品に関するもの
- ウ ギャンブルに関するもの
- エ 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- オ 風俗営業類似の業種
- カ 興信所
- キ 社会問題を起こしている業種又は事業者

（３）次に掲げる事項のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- オ 広告内容に対して、広告主が責任を果たすことができないおそれが強いもの
- カ 委員会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(4) 表示内容については、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア 当該広告に関係する法令及び業界の自主規制による広告表示基準等を遵守すること。

イ 委員会が推奨していると誤解させるような表現をしないこと。

ウ 広告であることを原則として明示すること。

エ 広告主の名称、所在地及び連絡先を原則として明示すること。

オ 肖像権及び著作権を侵害しないこと。

カ 誇大な表現や射幸心をあおるような表現をしないこと。

3 広告の規格、広告掲載料等

広告の規格、枠数、広告掲載料、広告の作成方法等は、当該広告媒体を委員会において定めるものとする。

4 広告の募集及び決定

(1) 広告の募集は、ホームページ等により広く行うものとする。委員会は、自主財源の確保のため、適切な手段により積極的に周知を図るものとする。

(2) 広告の申込みが当該広告枠数を超えた場合は、原則として抽選により決定する。

(3) (1) 及び (2) の規定にかかわらず、その目的が公共的な性格を持ち、内容が委員会の施策と合致するものと認められる場合は、優先して掲載することができる。

5 広告主の責務

広告主の責務として、次の事項を募集に際し明記するものとする。

(1) 広告の内容に関し生じた責任は広告主が負う。

(2) 広告主は、広告の掲載について、関係法令を遵守しなければならない。

(3) 広告主は、市税等を滞納していないこと。

6 業務委託

広告の募集、広告の作成等に関し、必要な場合は業務委託することができる。

7 その他

このガイドラインに定めのない事項は、委員会において定めるものとする。

附 則

このガイドラインは、平成24年7月10日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成28年6月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成29年7月1日から施行する。